

要援護者のために

災害時に自力で避難することが難しい方を「災害時要援護者」といいます。大規模な災害が発生した場合、最も被害を被りやすいこのような方たちを守るため、地域（ご近所や自主防災組織など）で支援できる環境づくりを進めましょう。

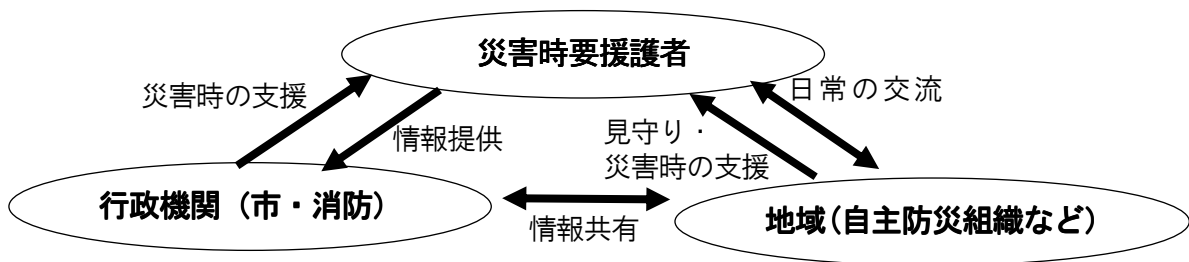
災害時要援護者とは…

- ・身体障がいのある方
- ・知的障がいのある方
- ・精神障がいのある方
- ・発達障がいのある方
- ・難病患者
- ・高齢者
- ・要介護認定を受けている方
- ・乳幼児
- ・妊婦
- ・日本語を解さない方

これらの方のうち、特に支援を必要とする方です

◎市では、災害時に要援護者の避難を地域と行政が協力して支援できるよう、災害時要援護者支援制度を進めています。

[災害時要援護者支援制度のしくみ]



● 災害時要援護者の方、家族の方へ

いざというときに、要援護者を速やかに避難支援するためには、まず、どこでどんな人が支援を必要としているかという情報を地域と行政機関が把握していなければなりません。

災害時の支援を希望される方は、必要事項を「避難支援個別プラン」に記入して、市（高齢福祉課）に申し込んでください。

市では、いただいた情報を基に各地域の要援護者の名簿を作成し、地域の自主防災組織（または自治会）や民生委員児童委員と支援に必要な情報を共有します。

自主防災組織などの避難支援組織は、その情報を基に平常時の声かけや見守り、災害時の安否確認及び避難支援などを行います。

事前に登録をしましょう。

